九条・
第十条
第十三条
 ・第十四条及び第十六条)
届書の流れの

農

委

基

金

農

公業者

年金

基金法

施

則

この届書に添え て提出しなけれ ばならない書類

特内呼は障 例臟吸負害 事下器傷に 業垂系名はる 核次申 使動・の請 用脈肺との がときは、指れているのときは、指れているのと る骨の 定 も結う 様 の核よ 式 に又うあは・ に め 関 け て 節 い ょ る医 は結肺 師 、核類 勤 又は ・骨ずい 似 務 先が 歯 る 科 発 、炎・ほ 医 行 師 した特 肺 0 がを含 診 ね 絥 損傷又は 何例事 む 書 及 事業所には関節量 び ľ しん臓 に勤務す トゲ 損 結 傷 ることに伴う厚 胃 フ かい イル よう ムを添 生 胃 ż 年 が な 金 W け 加 れ + 入期 ば な 間証 らな 腸 明 カュ

い疾

よっ病

式第28号

(1) 農業者年金被保険者証 の記号番号 届出者(申出者) (2) の氏名 大正 (3) 牛年月日 (4) 性 別 昭和 2 届出者(申出者) (5) の住所 昭和 2 (6) 資格喪失年月日 3 住所 平成 届 H (7) 死亡した被保険者の氏名 者 昭和 2 氏名 (8) 死亡した年月日 国民年金の第2号被保険者となった。又は国民年金の被保険者の資格を喪失した特定の場合である。 12 2 農業者年金基金法第41条第1号又は第2号の経営移譲をした 当 13 3 農地等(特定農地等を除く。)による耕作又は養畜の事業を廃止した。 然 農業生産法人に常時従事する構成員でなくなった。又は農業生産法人が農地等による耕作又は養畜の事業を廃 14 喪 止した 後継者を指定した者が、後継者として任意加入した者に経営移譲をしないで農地等による耕作又は養畜の事業を 失 15 5 廃止(4に該当した場合を含む。)した 0 19 6 死亡した D 場 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者でなくなった。(農地等の面積が0~30アール未満(30~50アール未 7 22 理 満であって年間労働時間が基準に満たない場合を含む。以下同じ。)の配偶者加入者に限る。) 合 由 家族経営協定により加入していたが、配偶者が農地等につき耕作又は養畜の事業を廃止した。(農地等の面積が0 24 8 ~30アール未満の配偶者加入者に限る。) (11)朱 23 農林漁業団体役員に係る法人の常勤役員となったため農林漁業団体職員共済組合に加入した。 な年金 への加 25 В 特例事業所に使用されていることにより厚生年金保険の被保険者となった 入状况 耕作又は養畜の事業 🕜 農地等(特定農 ② 又パウ 以外の農地等 (特定農地等を除く。)の 面積 ⑦ - ② - ⑤ ⑦ 都市施設の区域 ② 内にある農地等の 7) 市街化区域内の 地等を除く。)の に適する農地等(特 農地等の面積 請喪 請 総面積 面積 17 喪 農地等を除く。)が少 失 の ないので脱退したい。 m m  $m^2$ 場 合 由 18 障害により耕作又は養畜の事業を継続することが困難なので脱退したい 伊 障害者の状態 別紙診断書のとおり 63 年齢が60歳以上であるので喪失したい。 申 62 2 60歳までの間の被保険者期間が20年に満たないのに任意加入していたが喪失したい。(1の場合を除く。) 出 申 00版までの同い後味映名利目が20年に個にないいた江島加入していたが衰失したい。(権利を有する農地等(特定農地等を除く。)の面積が50(200)アール未満なので喪失したい。又は任意継続被保険者であるが寒失したい。(1,2,4及び5,6の場合を除く。)の面積が50(200)アール未満なので喪失したい。(1及び2の場合を除く。)。 複雑者指定により加入し、自分名義の農地等(特定農地等を除く。)の面積が50(200)アール未満なので喪失したい。(1及び2の場合を除く。)。 農業生産法入構成員により加入し、自分名義の農地等(特定農地等を除く。)の面積が50(200)アール 未満なので喪失したい。(1及び2の場合を除く。) 権利を有する農地等の面積が30アール未満で配偶者加入したが、自分名義の農地等の面積が50(20 喪 出 3 申出者が権利を有し耕作 失 喪 等の事業を行っている農地 の 失 4 等の面積(特定農地等を除 場 0 5 班 合 由 m ~アール未満なので喪失したい。(1及び2の場合を除く。)

1 7			
※JA記入欄	★農業委員会記入·確認欄	×基金記入欄	
	国民年金被保険者名簿 家族経営協定書 農地面 地面 等の 七地課税台帳 その他( ) 上記の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。		
受付印 TEL — —	受付印 TEL — —	受付印	
	1		